

地域包括支援センター設置場所の変更について

平成 25 年 7 月 1 日付けで、社会福祉法人ふじ から新たに設置する地域包括支援センターの設置場所を変更したい旨の届出がありました。

地域包括支援センター設置運営法人選考にかかる「評価基準」に従い、センターの場所の利便性及び建物の状況について確認したところ、センター業務を適切に運営できることを認め、次のとおり設置場所を変更します。

1. 担当区域、委託先法人、センター所在地等

担 当 区 域	第一・第三・第四・第五地区
委 託 先 法 人	長野市大字鶴賀西鶴賀町 1940 番地 社会福祉法人 ふじ
<u>センター設置場所</u>	<u>長野市大字鶴賀西鶴賀町 1530 番地 7</u> (変更前の設置場所：長野市大字鶴賀西鶴賀町 1528 番地 1)
開設予定年月日	平成 25 年 10 月 1 日